第１０８号議案

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 ８ 年１１月２７日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

都市計画税の税率に係る特例措置を令和１１年度まで継続するため、所要の改正を行うものであります。

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

府中市都市計画税条例（昭和３１年６月府中市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
付　則 １～１９　省　略 （令和９年度から令和１１年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例） ２０　令和９年度から令和１１年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第３条の規定にかかわらず１００分の０．２とする。 ２１　省　略	付　則 １～１９　省　略 （令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例） ２０　令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第３条の規定にかかわらず１００分の０．２とする。 ２１　省　略

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の付則第２０項の規定は、令和９年度から令和１１年度までの各年度分の都市計画税について適用し、令和８年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。